２０１９年１月

納　税　課　長
税　務　課　長
収　納　課　長
国保・年金課長
下　水　道　課　長
県税事務所長　殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長　大久保若穂

基礎からやさしく学ぶ！

＜名古屋地区＞ＮＯＭＡ行政管理講座開催のご案内　　**［２０１９年４月２２日・２３日開催］**

新任担当者のための
滞納整理実務入門講座

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気の回復基調の中、依然として収入不足と財政難の状況下、自治体が徴収を確保し収納秩序の維持をはかるため、従来にも増して滞納整理の必要性と重要性が認められるようになり、一層の徴収力強化のために各自治体において真剣な取組がされるようになってきています。

本講座は、滞納処分ができる地方税と公課の徴収事務に初めて従事されることとなった**新任職員の皆様を主たる対象**として、２日間１０時間をかけて**初任者が習得すべき滞納整理の基本的な事項を分かりやすく講じます。**

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数にご参加をお勧め申し上げます。　　敬具

記

日　時:2019年4月22日(月)　13:00～17:00
　　23日(火)　9:30～16:30（計･2日10H）

会　場:NHK 名古屋放送センタービル内教室

講　師:税理士・不動産鑑定士　杉之内　孝司　氏

参加料(負担金　1名につき)

	負担金	消費税等	合　計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一　　般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

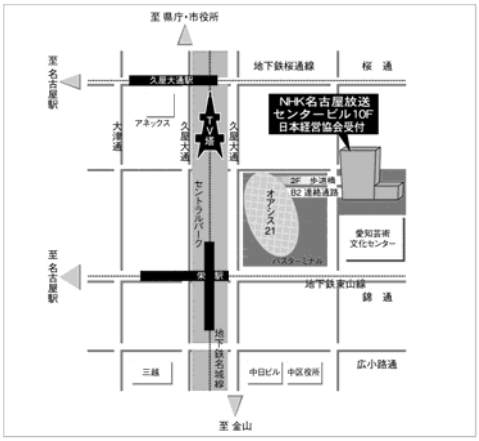

【JR･名鉄･近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、ＦＡＸ等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。
・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
・負担金は原則開催日の３営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の３営業日前～前日までのキャンセルは参加料の 30%、開催日当日は 100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配（予約）はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申しあげます。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください（時期によって変動がございます）

ホテル名	ｼﾝｸﾞﾙ客室料金(ご参考)	交　　通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩３分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩４分	052-263-3411

お問合せ:　一般社団法人日本経営協会　中部本部　企画研修ｸﾞﾙｰﾌﾟ〈担当:松尾･里見〉
お申込先:　〒461-0005　名古屋市東区東桜 1-13-3　NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172　FAX (052)952-7418　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://noma-chubu.jp/

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします。　　以上

◆講義項目◆

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

Ⅰ 徴収事務（滞納整理）の基本的事項

1．滞納整理の目的
2．滞納整理のために用意されている制度
3．狭義の滞納処分と広義の滞納処分
4．滞納整理の全体像

Ⅱ 納期限に関連する基本的事項

1．納期限と督促
2．納期限と延滞金
3．納期限と繰上徴収
4．地方税と公課の滞納処分の根拠規定

Ⅲ 徴収権の消滅時効

1．時効の意義
2．時効の期間
3．時効の効力
4．民法の規定の準用
5．時効の中断の意義
6．時効の中断事由

※当日は、地方税法及び国税徴収法が搭載された法規集を必ずご持参下さい。

Ⅳ 納付納税の猶予制度

1．徴収猶予
2．換価の猶予
3．事実上の分割納付
4．滞納処分の執行停止

Ⅴ 狭義の滞納処分としての差押と財産調査

1．差押の意義とその効力
2．差押禁止財産
　①差押が禁止される財産
　②給料・年金の差押禁止額
3．財産調査の権限
　①質問検査権
　②捜索の権限
4．滞納者の財産調査の具体的方法
　①債権
　②不動産
　③動産
5．差押手続とその効力の発生時期
　①債権
　②不動産
　③動産

【講師紹介】 税理士・不動産鑑定士　杉之内　孝司　氏

1970 年 3 月　早稲田大学大学院法学研究科卒業
1970 年 4 月　東京都庁入庁。
　千代田区役所、主税局各都税事務所にて条令･規則の起案、地方税の賦課徴収事務等に従事。
1996 年 6 月　東京都庁退職。
　杉之内税務不動産鑑定事務所を設立、日本経営協会各本部を中心に、研修講師も勤める。

＜著　書＞
「地方税滞納整理の理論と実務」「地方税・公課徴収事務入門」「基礎からわかる固定資産税実務講座」(株)ぎょうせい
「地方税徴収に係る民法等の適用」時事通信社　「よくわかる地方税」東京法令出版(株)
＜ 連 載＞
「不動産の取得・保有の税務」「差押物件の発見及び差押手続」「市町村税徴収に係る民法等の適用」
「地方税法総則―基礎から実務まで」「税外債権の滞納整理―徴収一元化に向けて」時事通信社連載完了
「管理監督者と一般職員のための滞納整理」時事通信社連載中

日本経営協会・中部本部　松尾　行　　FAX（052）952－7418

□日本経営協会会員　□一般（該当する方にレ印をつけて下さい）　2019/4.18-19

60012264　「新任担当者のための滞納整理実務入門」講座　　年　　月　　日

ふりがな 団体名		TEL Fax	(　　)　　－ (　　)　　－	ご派遣責任者（ご連絡担当） 所属・役職名
所在地	〒			氏名 印
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	メールアドレス
			年 月	
			年 月	＜ご記入（レ印）のお願い＞ この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の □半年以上前　□3ケ月～半年前 □2 ケ月前　□1 ケ月前 □2 週間前　□1 週間前～直前
＜通信欄＞				

※御請求書の宛名についてお知らせください　【□ 団体名と同じ・ □異なる（宛名　　）】
※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
　①参加券や請求書の発送などの事務処理　②本講座の運営　③公開講座など本会事業のご案内
お申込み時点で、趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。
なお、上記③がご不要の場合は、右の□欄にチェックしてください。　□不要